

事業所指導について

令和5年3月 神戸市介護保険事業者説明会
神戸市福祉局監査指導部（指導監査担当）



【項目】

1. 監査について
2. 行政指導
3. 行政処分
4. 過去の監査事例より
5. まとめ



1. 監査について

◆ 運営指導と監査の違い

	運営指導	監査
対象	<ul style="list-style-type: none">➤ 全事業者	<ul style="list-style-type: none">➤ 不正・基準違反・従業者による虐待の疑いなどの市が必要と認める場合
目的	<ul style="list-style-type: none">➤ 事業者等が指定等の基準を遵守し、介護サービスを適切に提供し、適正な介護報酬等請求を行うための指導	<ul style="list-style-type: none">➤ 不正請求や基準違反等が疑われる場合に調査を行い、適切な措置（行政処分等）を講ずるもの
備考	<ul style="list-style-type: none">➤ 原則、事前に通知して順次実施（事前通知がない場合もあり）	<ul style="list-style-type: none">➤ 事前予告なし、随時



1. 監査について

◆ 監査対応時の注意点

- ・利用者（家族）からの苦情、従業者からの通報等がきっかけとなる場合が多い。
- ・監査を実施した結果、通報事実が確認されない場合も。
⇒ 事業所を守るためにも、調査には真摯にご協力ください。

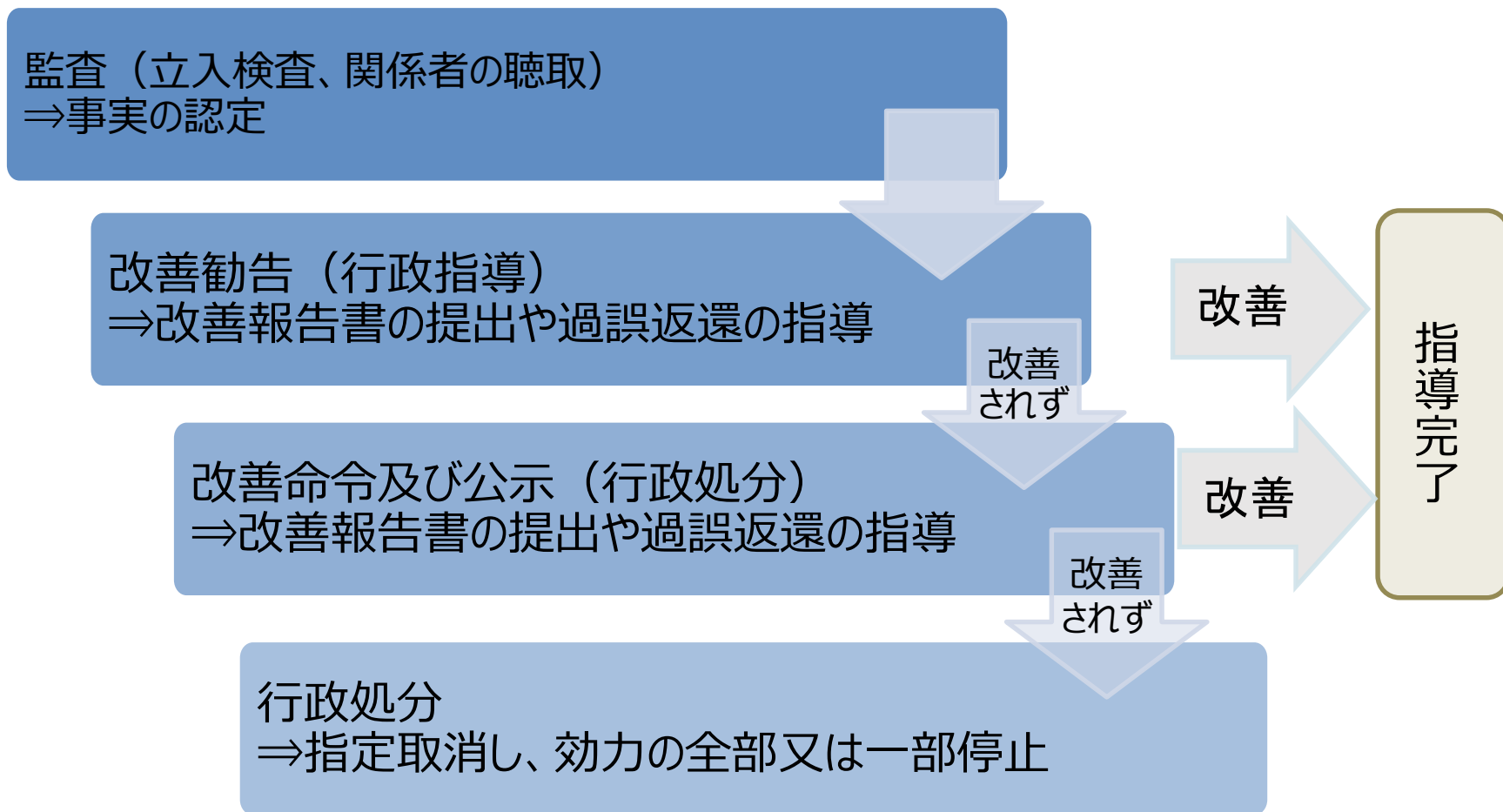
- ・正当な理由なく調査を拒否する
- ・書類の提出を拒否する
- ・聞き取りに対し虚偽の答弁をする

行政処分の理由となり得る



2. 行政指導

監査による指導の流れ



2. 行政指導

◆改善報告に際して

- ・ 改善報告完了後に再度同様の状況が確認された場合は、より重い指導（行政処分）となる可能性がある。

⇒ 改善に際しては、事案への対応に留まらず、

発生経緯の検証

再発防止の徹底 を確実に行うこと。



3. 行政処分

◆行政指導との違い

- ・ 行政指導：原則非公表
- ・ 行政処分：すべて公表 ⇒ 法人・事業所の信用低下に直結

◆過去の行政処分件数（神戸市）

年度	指定 取消	効力 停止	改善 命令	サービス種別 内訳
H29	3	0	0	居宅介護支援, 訪問介護, 認知症対応型共同生活介護
H30	2	2	0	居宅介護支援(2), 訪問介護(2)
R1	1	2	0	訪問看護, 地域密着型通所介護(2)
R2	0	4	1	居宅介護支援(2), 介護老人福祉施設(2), 短期入所生活介護
R3	1	0	1	居宅介護支援, 訪問介護



3. 行政処分

監査による指定取消処分等の事由に該当する場合の流れ

立入検査、関係者の聴取⇒事実の認定

聴聞又は弁明の機会の付与

指定取消し、効力の全部停止又は一部の停止
公示

※不正利得があれば、返還金の請求及び加算金の請求あり

※著しく悪質な運営基準違反・不正と認定した場合、勧告・改善命令を経ることなく指定取消しなどの行政処分をする場合もあり



3. 行政処分

(1) 指定効力の停止 (介護保険法第77条等)

- 一部効力停止：一定期間の新規受入停止や報酬の減算等
⇒ 利用者との信頼関係、経営への影響大

- 全部効力停止：一定期間の事業停止
⇒ 従前からの利用者全員を別事業所へ移管の必要あり
停止期間中、事業収入が完全に途絶える
信頼回復は極めて困難



3. 行政処分

(2) 指定取消し（介護保険法第77条等）

- ・ 事業所の運営継続不可
- ・ 法律上の欠格事由に該当（法人役員・管理者）
⇒ 一定期間、事業運営に携わることが制限される
- ・ 報酬返還（法律に基づく加算：4割） ※不正請求の場合
- ・ 刑事告訴（詐欺罪等）
⇒ 有罪判決を受けた事例あり（神戸市内）



4. 過去の監査事例より

(1) 人員基準違反

- ・ 管理者が常勤していない
- ・ 生活相談員が不在の日がある（通所介護等）
- ・ 各種職員の配置員数が不足している（訪問介護・訪問看護等） 等

- 実際に勤務していない場合のほか、**出勤簿等を整備・保管できておらず、勤務状況が確認できない場合**も指導の対象
 - ・ 複数事業所併設の場合、事業所ごとに管理すること
 - ・ 法人代表・役員等であっても、従業者としての勤務は管理必要
- **人員欠如減算に該当する場合や、加算要件の不充足**が判明した場合には、**多額の返還**が生じるおそれあり
 - ⇒ 適切な算定となっているか、適宜点検を行うこと

4. 過去の監査事例より

(2) 運営基準違反

- 各種計画を作成していない、計画に利用者の同意を得ていない
- モニタリングを実施していない
- 入所者の入浴を適切に実施していない 等

- 特に小規模な居宅介護支援事業所で**長期にわたる運営基準減算相当の基準違反**が判明した場合、事業継続に重大な支障が生じるおそれあり
⇒ 日々の業務管理を適切に行うことが重要
- 各種**加算の算定要件**を満たしているかについても丁寧に確認を行い、**誤りがあれば早期に是正**すること

4. 過去の監査事例より

(3) 不正請求

- ・ 実際には行っていないサービスの提供記録を作成
- ・ 無資格者によるサービス提供
- ・ 1人の従業者が複数利用者へ同時にサービス提供 等

- サービス提供記録は、**事実に基づいて作成**すること
(計画と実際の時間が異なる場合は、実際の時間を記録)
- 記録には、日時・提供者・利用者名・行ったサービス等を**具体的に記載**すること
- サービス提供記録は請求の根拠となる重要な書類であり、**5年間確実に保管**すること
(調査時に記録が存在していない場合、返還となる可能性有)

4. 過去の監査事例より

(4) 不正の手段による指定

- ・ 採用予定のない者を記載して人員基準を満たしているよう装う
- ・ 実際には従事させる予定のない役職に配置
- ・ 届け出た住所と異なる場所に事業所実態がある 等

- 指定更新申請、変更届の提出時も含め、正確に事実を届け出ること
- 不測の事態により基準を満たさなくなる状況が生じた場合、速やかに監査指導部指定担当へ相談すること

(5) その他法令違反

- ・ 無資格者による医行為 等



5. まとめ

◆法令遵守

- ・ 法律や運営基準について理解を深め、定められた**基準を遵守**すること
- ・ 厚生労働省からの通知等最新の情報を確認し、定期的に**運営体制を点検**すること

◆説明責任

- ・ 利用者（家族）・従業者・関係事業所等に対して、適切に**説明責任を果たす**こと（誤解から苦情・通報に至る事例も多い）
- ・ 利用者への支援経過・事故・苦情等を**正確に記録し、文書として残しておく**こと（記録がない＝客観的に事業所の正当性を主張できない）

